

令和5年度
第8回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和5年11月24日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和5年度第8回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和5年11月15日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和5年11月24日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和5年11月24日 13時00分			議長	立柳 優
	閉会	令和5年11月24日 13時52分			議長	立柳 優
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 18名 欠席 0名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
				11	中村一彦	○
	2	田村昭雄	○	12	竹田和夫	○
	3	阿部正光	○	13	工藤嘉充	○
	4	菊田健生	○	14	古川美枝子	○
	5	熊澤威人	○	15	向久保勉	○
	6	小山田和義	○	16	山本範夫	○
	7	國司功	○	17	大森直子	○
	8	松村勝彦	○	18	三浦美恵子	○
	9	吉田晃	○	19	立柳優	○
10	高橋栄光	○				

議事録署名委員	議席番号 2番	田村 昭雄	議席番号 3番	阿部 正光
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事務局長	田村 春彦		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立花 浩		
	農地調整係長	佐々木 和查		
	農地調整係主事	恩賀 ひとみ		
	農地調整係主事	高橋 彩斗		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時00分）

事務局（田村事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。本日の欠席委員はございません。よって、現在の出席委員は18名中18名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

ただ今から、令和5年度八幡平市農業委員会第8回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、18名中18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちます。

2 議事録署名人の選任

議長（立柳会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立柳会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、2番 田村昭雄 委員、3番 阿部正光 委員を指名します。

3 報告

議長（立柳会長）

次に、事務局から第8回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料3ページをお開き下さい。

第8回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり3項目の報告及び連絡、3項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和5年11月以降の主な会議 行事等日程について

2項目め。令和5年度第8回総会について

3項目め。耕作放棄地全体に係る農地・非農地の判定の結果について

以上、3項目の内容について、事務局から説明を行いました。

なお、関係する質疑内容と回答内容を記載しております。

続きまして、4協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間等について

協議を行った結果、12月11日午前9時00分に決定となりました。

2項目め。新規遊休農地の意向調査について

内容について協議を行ったところ、次のページの中ほどに記載した通りとなりました。

3項目め。令和6年度農作業労賃と機械利用料金標準額表の策定について

内容について協議を行ったところ、8ページの中ほどに記載した通りとなりました。

以上、3項目について協議を行いました。改めて本日の農業委員会議の協議事項で、事務局より「2項目め」と「3項目め」の説明を行う事としております。

なお、関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

続きまして、5情報提供等となります。

小山田委員より質問が出され事務局が回答を行いました。

続いて三浦会長職務代理者と古川委員及び三浦委員より報告が行われ、運営委員の間で情報交換が行われました。

次に事務局から3件の事務連絡を行いました。改めて本日の農業委員会議の情報提供等で「八幡平市市民憲章推進大会」に関して事務局より説明を行う事としております。

その他の内容については、後ほどご一読をお願いします。

以上、令和5年度第8回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和5年11月24日 運営委員会 会長 立柳優。

以上となります。

議長（立柳会長）

ただ今の「第8回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の10ページをご覧ください。

令和5年10月25日から令和5年11月23日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧1番からかた括弧7番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。なお、7番の農地改良届ですが、3箇所に分かれて申請していますが、ほとんど同じ場所です。

次に、かた括弧8番の総会案件に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は11月14日の

火曜日でございます、13件の現地調査を行いました。当日の調査委員は、農業委員の4番委員菊田健生委員、農業委員の16番委員山本範夫委員、推進委員の西根南地区の8番委員高橋秀美委員、推進委員の西根北地区の6番委員津志田明夫委員の4名でございます。また、事務局からは田村事務局長と高橋主事と私の3名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、農地のあっせん申出状況を報告します。令和5年10月21日から令和5年11月20日までの間で、あっせんの申出は7件となっております。なお、6番は黒丸標記で現しましたが、逆あっせんで、松川方面で農地を耕作したいという相談です。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（立柳会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

4 議事

議長（立柳会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は5件です。

申請番号1：大更第4地割477-1、畑、5,022㎡を含む10筆39,506㎡です。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地は今まで譲受人が水稲と野菜を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

申請番号2：大更第26地割26-1、畑、694㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今

まで譲渡人が自己保全管理しており、権利取得後は野菜を作付予定です。

申請番号3：堀切第9地割121、田、1,075㎡を含む4筆5,667㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が水稲を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号4：清水53-1、畑、615㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が自己保全管理しており、権利取得後は野菜を作付予定です。

申請番号5：平館第3地割77-8、畑、529㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が自己保全管理しており、権利取得後は野菜と工芸農作物を作付予定です。

次の3ページに申請筆別明細を掲載、併せて、関係資料の1ページに審査項目一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号4番 菊田健生 委員に願います。

4番（菊田健生委員）

4番 菊田健生です。

申請番号1番ですが、位置は、JR東大更駅から南西へ約2.5km以内に点在しています。

現況は、田は稲刈り後、畑は野菜が作付されておりました。

申請番号2番ですが、位置は、大更小学校から東へ約170mの地点です。

現況は、保全されておりました。

申請番号3番ですが、位置は、平館小学校から東へ約500mの地点です。

現況は、稲刈り後でした。

申請番号4番ですが、位置は、安代小学校から西へ約20mの地点です。

現況は、保全されておりました。

申請番号5番ですが、位置は、八幡平市役所から北東へ約700mの地点です。

現況は、保全されておりました。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物、栽培・管理を行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（立柳会長）

以上で、報告が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件

について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の6ページをお開きください。今月の申請は1件になります。

申請番号1：松尾第30地割19-18、田、191㎡。転用の目的は、庭及び雪捨て場、駐車場です。内容は、通路、法面、庭及び雪捨て場等が計画されております。

関係資料の2ページをご覧ください。

申請地の農地区分と例外規定ですが、申請番号1番は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、集落接続に該当することが確認されております。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号4番 菊田健生 委員に願います。

4番（菊田健生委員）

4番の菊田健生です。

申請番号1番ですが、位置は八幡平市役所から北西へ約700mの地点です。現況は、田で保全されておりました。申請地は、自宅敷地と隣接しており、かつ市道から直接隣人の畑に乗り入れることが可能なため、選定したとのことでした。

今回申請の農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の8ページをお開きください。今月の申請は4件になります。

関係資料2ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1：大更第10地割94-6、畑、102㎡を含む3筆845㎡です。現況は、自宅敷地と一体的に利用し、宅地化しておりました。

申請番号2：大更第37地割96、田、88㎡を含む4筆785㎡です。現況は、木が生い茂り、山林化しておりました。

申請番号3：平館第9地割63-1、田、50㎡を含む2筆475㎡です。現況は、住宅の進入路及び駐車場として利用し、雑種地化しておりました。

申請番号4：平館第29地割85-2、畑、289㎡です。現況は、草木が生い茂り、雑種地化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号4番 菊田健生 委員にお願いします。

4番（菊田健生委員）

4番の菊田健生です。

申請番号1番ですが、位置はJR東大更駅から北西へ約2kmの地点です。現況は、申請人の自宅敷地と一体的に宅地として利用しておりました。申請地は昭和54年頃に、亡くなった父親が牛舎を建築し、離農後は物置として利用し地目確認を行わず放置していたとのことでした。

申請番号2番ですが、位置は西根総合支所から北東へ約900mの地点です。現況は、木が生い茂り、山林化しておりました。申請地は平成元年頃から、亡くなった父親が体調不良により、耕作できずに放置していたとのことでした。

申請番号3番ですが、位置は平館小学校から南東へ約500mの地点です。現況は、住宅の進入路及び駐車場として利用しておりました。申請地は平成12年頃に、自営業の廃業と併せ、資材置き場から砂利を敷き、境界や地目確認を行わず放置していたとのことでした。

申請番号4番ですが、位置は平館高等学校から南東へ約1kmの地点です。現況は、雑種地しておりました。申請地は平成10年頃から、立地条件が悪く、トラクターなどが入れず不耕作となり放置していたとのことでした。

今回申請の農地も、非農地化され20年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の12ページをご覧ください。

今月の申請は、更新45件、新規47件の全92件です。

更新は、賃貸借権設定40件、使用貸借権設定5件です。

新規は、賃貸借権設定12件、そのうち中間管理機構を通した申請が9件、使用貸借権設定は31件で、そのうち中間管理機構を通した申請が28件です。

また、所有権移転は4件、そのうち中間管理機構を通した申請が3件です。

まずは、更新の賃貸借権設定です。

申請番号1番～17番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号18番～31番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号32番～33番は、松尾地区に係る申請です。

申請番号34番～40番は、安代地区に係る申請です。

次に、更新の使用貸借権設定です。

申請番号41番～42番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号43番は、西根南地区と松尾地区に係る申請です。

申請番号44番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号45番は、松尾地区に係る申請です。

次に、新規の賃貸借権設定です。

申請番号46番～47番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号48番は、西根北地区に係る申請です。

次に、新規の使用貸借権設定です。

申請番号49番～50番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号51番は、松尾地区に係る申請です。

次に所有権移転です。

申請番号52番は、松尾地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構への転貸での賃貸借権設定です。

申請番号53番～54番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号55番～57番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号58番～61番は、松尾地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構への転貸での使用貸借権設定です。

申請番号62番～77番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号 78 番～85 番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号 86 番～89 番は、松尾地区に係る申請です。

最後に、農地中間管理機構を活用した所有権移転です。

申請番号 90 番～91 番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号 92 番は、松尾地区に係る申請です。

申請筆別明細については、次の 28 ページ以降に掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 17 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まずは、申請番号 8 番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 18 番 三浦美恵子 委員の退席を求めます。

（18 番 三浦 委員 退席確認）

議長（立柳会長）

これより、申請番号 8 番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 8 番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、申請番号 8 番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号 18 番 三浦美恵子 委員の着席を求めます。

（18 番 三浦 委員 着席確認）

引き続きまして、申請番号49番、63番の審議を行ってまいりますが、審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号15番 向久保勉 委員の退席を求めます。

(15番 向久保 委員 退席確認)

議長（立柳会長）

これより、申請番号49番、63番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号49番、63番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、申請番号49番、63番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号15番 向久保勉 委員の着席を求めます。

(15番 向久保 委員 着席確認)

引き続きまして、申請番号57番の審議を行ってまいりますが、審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号5番 熊澤威人 委員の退席を求めます。

(5番 熊澤 委員 退席確認)

議長（立柳会長）

これより、申請番号57番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号57番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、申請番号57番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号5番 熊澤威人 委員の着席を求めます。

（5番 熊澤 委員 着席確認）

引き続きまして、申請番号71番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号13番 工藤嘉充 委員の退席を求めます。

（13番 工藤 委員 退席確認）

議長（立柳会長）

これより、申請番号71番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号71番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、申請番号71番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号13番 工藤嘉充 委員の着席を求めます。

（13番 工藤 委員 着席確認）

引き続きまして、申請番号83番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号2番 田村昭雄 委員の退席を求めます。

（2番 田村 委員 退席確認）

議長（立柳会長）

これより、申請番号83番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号83番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、申請番号83番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号2番 田村昭雄 委員の着席を求めます。

（2番 田村 委員 着席確認）

議長（立柳会長）

これより、申請番号8番、49番、57番、63番、71番、83番を除く議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

5番委員（熊澤委員）

はい。

議長（立柳会長）

はい、熊澤委員。

5番委員（熊澤委員）

申請番号 90 番と 91 番ですが、設定する利用権の作物はその他とありますが、具体的に何かわかりますか？

事務局（恩賀主事）

91 番と 92 番の作物ですが、こちらは中間管理機構での契約ですので、把握しておりません。必要であれば、後日回答します。

5番委員（熊澤委員）

90 番と 91 番は買い受ける人の名がまだ出ていないので憶測ですが、以前にこの農地で相談を受けたことがあります。その方は養鶏をやりたい希望を持っていました。養鶏は周りの土地にも影響を及ぼすため、やめるように説得した経緯があります。特に 91 番の方は途中牛舎を持つ方の私有地を通ることになります。牛舎を持っている方は養鶏に反対しているので、もし 91 番で養鶏をやるなら道を通らせないとも言っています。そういう周囲と揉めるような考えを持っているのであれば、許可は適当ではないと思いますが、いかがでしょうか？

事務局（佐々木農地調整係長）

90 番と 91 番はすでに農業公社を交えて売買の契約をしており、今回は所有者から農業公社へ、来月が農業公社から担い手への所有権移転の議案となります。それから牛舎も持つ方の道路ですが、後で調べた結果、その道路はいわゆる赤線、市というか建設課が管理している道路であります。ですので、道路を通す通さないの権限は市の建設課にあります。よって気持ち的には良い悪いはありますが、道路を通させないという話にはなりません。それから養鶏に関してはこれまで事務局も農業公社側も何回も説明して、悪影響があるのでやめたほうが良いということを言っております。そういった説明を受けたことを踏まえて、今回の申請となっております。結局作物は何をやるかは確認しませんでした。今回の議案に挙げさせていただきました。

5番委員（熊澤委員）

適切な指導をしていることは理解できましたが、最終的に事務局や農業公社が説得しても止められなかったら、やるかもしれないことも考えられます。そのときはどうしようもないという考えでいいですか？

事務局（佐々木農地調整係長）

もし養鶏をやるのであれば、規制というか、周りの農地に影響を及ぼさないとか、法律的な制約を守るとかそういうことがあります。それらを全部クリアして初めて養鶏ができるわけですので、それができればいいのですが、今回あくまで農地の購入ですので、その後についてはとにかく営農指導やパトロールをして、周りに迷惑をかけず、法律も守っていかなければならないと思われま

議長（立柳会長）

ほかに質疑討論ありませんか？

16番委員（山本委員）

はい。

議長（立柳会長）

はい、山本委員

16番委員（山本委員）

今の内容を聞いた私の意見ですが、将来問題がでてきそうな案件であれば、その案件だけをはずして採決したほうが良いと思いますが、いかがでしょうか？

事務局（佐々木農地調整係長）

事務局の提案ですが、今回は所有者から農業公社が購入する議案であり、担い手の購入の議案は来月となります。ひとまずこの91番の議案は通していただきたく思います。そして、この1ヶ月の間で、再度詳しく内容を確認し、不安要素があり疑わしい場合は来月に91番の案件は取消申請、問題がなければ担い手が購入する案件を議案に提出し、詳しい説明を致します。それでご理解願いたいと思います。

議長（立柳会長）

以上の回答でよろしいでしょうか？ ほかに質疑討論ありませんか？

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、申請番号8番、49番、57番、63番、71番、83番を除く議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（13時52分）

議長（立柳会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第8回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。
ご協力ありがとうございました。

事務局（田村事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年12月25日

会 長 _____

2番委員 _____

3番委員 _____

令和5年度

第8回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和5年11月24日（金）午後1時00分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
 - (1) 第8回運営委員会報告
 - (2) 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 5 閉 会